

日理協 25 第 180 号
2025 年 6 月 27 日

経 済 産 業 大 臣
武 藤 容 治 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀 之



経 済 産 業 省

2026 年度(令和 8 年度) 予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. ヘルスケア産業の更なる強化に資する理学療法士の活用
2. 健康増進およびヘルスケア産業に理学療法士が参画することによる経済効果の利活用
 - 1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) における7つの指針と運動の有効性の利活用
 - 2) 女性の健康増進に資する理学療法士の活用と経済効果
3. 健康経営の更なる推進と理学療法士の活用
 - 1) ヘルスケア産業競争力強化事業(1)ヘルスケア産業基盤高度化推進事業の拡充と理学療法士の活用
 - 2) 産業保健・人間工学理学療法士および母子保健理学療法士の推進
4. ヘルスケア産業における介護政策の拡充と更なる発展
 - 1) 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定にむけた検討会の設置
 - 2) OPEN CARE PROJECT を躍進した新たな健康寿命延伸に向けた取組の推進
5. 日本理学療法士協会の賛助会員と連携した医療機器のアウトバウンドに関する事業展開
ヘルスケア産業競争力強化事業(2)ヘルスケア産業国際展開推進事業の推進

各項目の詳細は別添参照

以上

1. ヘルスケア産業の更なる推進に資する理学療法士の活用

【要望先: 商務・サービスグループヘルスケア産業課】

次世代ヘルスケア産業の創出に向けた基本的なコンセプトとして、公的保険外の予防・健康管理サービスを積極的に活用し、生活習慣の改善や受診勧奨等を促進することにより、「国民の健康寿命の延伸」と「新産業の創出」を同時に実現し、「あるべき医療費・介護費の実現」へつなげることが目指されています。

理学療法士は、国家資格に基づく高度な医学的知識と技術を有し、実践的かつ多角的な支援を行うことが可能な専門職です。近年では、公的保険内における従来の職域に加え、こども・母子保健、産業保健、介護予防、健康増進、さらにはスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上など、公的保険外の多様な分野においてもその活躍の場が広がっています。

具体的には、生活習慣病等に対する相談対応や運動指導、労働災害の予防、既往症の重症化予防、症状の早期発見と受診の勧奨、さらには日常生活全般に関する助言まで、幅広い対応が可能であり、現代における多様なライフスタイルや働き方に合わせて、適切な支援を提供することができます。

また、日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会といった経済団体との連携を通じて、理学療法士はヘルスケア産業における経済成長の一端を担う人材としても活用されており、今後更なる相乗的な費用対効果の創出が期待されます。

つきましては、効果的な経済波及効果や新規事業の展開が一層推進されますよう、理学療法士のヘルスケア産業分野における積極的な活用を各方面においてご検討いただくことを要望します。

2. 健康増進およびヘルスケア産業に理学療法士が参画することによる経済効果の利活用

【要望先: 商務・サービスグループヘルスケア産業課】

1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) における7つの指針と運動の有効性の利活用

現在、我が国は超高齢社会の進展に伴い、フレイル・サルコペニアの増加や生活機能の低下が顕在化され、医療・介護費の増大といった課題に直面しています。こうした中、経済産業省が日本医療研究開発機構 (AMED) と連携している医療機器開発、リハビリテーション技術の高度化、地域実証等の事業は、社会課題の解決と医療産業の発展の双方に貢献する極めて重要な取り組みであると認識しています。

理学療法士は、医療・介護・福祉にわたる多様な領域において、運動機能の評価・回復・維持・予防を専門とする国家資格職であり、患者・対象者の身体的・生活的課題を科学的かつ実践的に支援する役割を担っています。近年では、センサーやロボティクス、ICT、AI といった技術と連携しながら、動作解析、機能予測、遠隔リハビリテーションなどの新たな分野にも積極的に関与しています。これにより、医療機器開発や介護支援技術の現場導入において、理学療法士は「使用者の専門家」として、製品評価、

臨床実証、現場実装に至るまでの一貫した役割を果たすことが可能です。

つきましては、AMED 事業における開発・評価・普及プロセスの中で、理学療法士の専門的知見と臨床経験をより積極的に活用いただくことを要望します。

2) 女性の健康増進に資する理学療法士の活用

日本理学療法士協会(以下、「本会」とする。)では、一般社団法人日本ウイメンズヘルス・メンズヘルス理学療法学会と協働し、理学療法士による産前・産後ケアをはじめとする女性の健康増進に関する研究成果、効果の実証、実践事例、ならびに現場における課題等の整理・分析に取り組んでいます。

特に出産に伴う女性の身体的変化は大きく、産後女性の9割に腰痛、骨盤帯痛、尿失禁等の症状があるにも関わらず、その受診率はおよそ9%と低値であるという研究結果が出ています。医療機関等に相談したいものの、社会保障制度内における受診への障壁もあることで、産後の身体ケアを諦める女性が多くいます。

つきましては、本会との連携のもと、理学療法士による実践例やその効果を参考に、社会保障制度と相乗して、公的保険外の領域でも支援の範囲が拡大するよう、産前・産後ケアをはじめとした女性の健康増進に資する研究費用、および事業設置に伴う予算の確保を要望します。

3. 健康経営の更なる推進と理学療法士の活用

【要望先: 商務・サービスグループヘルスケア産業課】

1) ヘルスケア産業競争力強化事業(1)ヘルスケア産業基盤高度化推進事業の拡充と理学療法士の活用

社会における健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、それらが実際に活用される環境、すなわち社会実装の仕組みを整備することにより、我が国のヘルスケア産業の振興が目指されております。

特に、企業の生産性向上や労働者の健康維持・増進に寄与する「健康経営」の推進においては、予防・健康づくりの観点から理学療法士の活用が極めて有効です。経済産業省が実施する「健康経営度調査」によると、健康経営を推進する専門職として理学療法士が161名活躍しています。

また、外部支援としての効果として、本会とイオン株式会社、イオンリテール株式会社による「健康・安全に活躍し続けられる小売業等の労働災害防止等の共同事業」において、イオンリテール株式会社456店舗のうち、始業時体操介入店舗と非介入店舗で1分間体操の効果検証を行った結果、全労働災害は千人対で5.1人減少し、そのうち転倒労災は2.2人の減少を認めています。

さらに、理学療法士はヘルスケア機器やウェアラブル端末を活用した健康データの収集・分析を通じて、遠隔での運動指導等も可能であり、デジタル技術を取り入れた新

たな形のサービス提供に貢献することができます。

以上により、今後の健康経営推進施策における予防・健康づくり、ならびにヘルスケア機器等を活用したサービスの社会実装に向けて、理学療法士を多方面で活用することができるため、積極的な事業の展開に向けた整備および検討を推進していくことを要望します。

2) 産業保健・人間工学理学療法士および母子保健理学療法士の推進

健康経営に資するヘルスケアサービスの一環として、科学的根拠に基づいた転倒・腰痛予防といった身体的健康管理や労働災害の防止など、理学療法士は企業における労働生産性の向上に貢献することができます。

具体的には、理学療法士が企業と契約を結び、従業員の健康支援を企業内で実施する健康経営の取り組みが進められており、その成果として健康経営優良法人の認定取得など、企業価値の向上にもつながっています。

また、女性の社会進出が進む中、女性の健康支援、特に妊産婦に対する支援の充実が社会的にも重要な課題となっております。晩産化の影響により、基礎疾患や身体疾患等を有する妊婦が増加しており、妊娠中や出産時における身体的トラブルのリスクが高まっている現状があります。

育児休業後の円滑な職場復帰や、将来の妊娠・出産に向けた女性の健康支援を推進していくことは、我が国における持続的な労働力確保および少子化対策にも資する重要な社会課題の一つです。

こうした背景を踏まえ、産業保健および母子保健領域において、国民の医療費負担軽減ならびに労働力の維持・強化の観点からも、理学療法士の積極的な活用とその役割に関する啓発の推進に向けた必要な予算の確保を要望します。

4. ヘルスケア産業における介護政策の拡充と更なる発展

【要望先: 商務・サービスグループヘルスケア産業課】

1) 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定にむけた検討会の設置

令和 2 年度に実施された「公的保険外・医療周辺サービス実態調査」(公益社団法人日本医師会・経済産業省受託)において、医療機関以外の民間事業者が提供するリハビリテーション類似サービス、いわゆる「自称リハ」の実態が明らかとなりました。

これらのサービスは、医療行為には該当しないものの、高齢者や障害者などの要支援者に対して影響を与えうるものであり、その質の確保と利用者保護の観点から、一定の基準を明示した業界ガイドラインの整備が強く求められています。

理学療法士は、身体機能の回復・維持・向上に資する医療専門職として、医療・介護分野で中核的な役割を担っております。とりわけ地域においては、生活機能に着目した住民ニーズの把握、個別的评价・支援計画の立案、予防的介入において高い専門性

を發揮しており、これを保険外サービス領域にも適切に活用していくことで、超高齢社会における健康寿命延伸・介護予防・医療費適正化等に資する施策と考えられます。

こうした状況を踏まえ、公的保険外で提供されるリハビリテーション関連サービスの質の向上と信頼性の確保を目的として、理学療法士等の専門職を中心とした「公的保険外リハビリテーション関連サービス提供ガイドライン検討会」の設置を要望するとともに、本検討会の運営に係る必要な予算の確保を要望します。

2) OPEN CARE PROJECT を躍進した新たな健康寿命延伸に向けた取組の推進

OPEN CARE PROJECT においては、介護に携わる方々を中心に、「介護」が抱える課題を共有し、解決に向けたアイデアの開発まで一体的に取り組むことにより、介護に携わる人材の増加および関係者間のつながりの強化が図られています。

とりわけ、介護と仕事の両立支援の重要性が高まる中、ヤングケアラーのような若年層が抱える介護負担の課題にも社会全体で目を向け、介護に関心を持ち、互いに支え合う仕組みの構築が求められています。

理学療法士は、医療・介護の現場において、利用者への直接的な支援にとどまらず、介護者に対する介護支援技術の指導等を通じて、身体的・精神的負担の軽減に貢献することが可能です。また、都道府県理学療法士会等を中心に、介護体験教室や車いす体験教室等を実施し、若年層を対象とした介護への関心喚起や普及啓発活動も積極的に展開しています。

このように、介護に携わる方々のパフォーマンス向上を通じた負担軽減、介護に関する知識の普及・啓発に加え、介護離職の防止を図るうえでも、理学療法士の活用は極めて有効です。

つきましては、今後の介護に関するプロジェクトの企画や新たな展開に際し、理学療法士の専門性を生かした参画の促進と、その活用について要望します。

5. 日本理学療法士協会の賛助会員と連携した医療機器のアウトバウンドに関する事業展開 ヘルスケア産業競争力強化事業(2)ヘルスケア産業国際展開推進事業の推進

【要望先: 商務・サービスグループヘルスケア産業課】

アジア・アフリカ等の新興国・途上国を中心とした海外へのヘルスケア(医療・介護・健康)産業の進出促進(アウトバウンド)、ならびに日本への医療インバウンドの促進を通じて、新興国等が抱える諸課題の解決に貢献しつつ、拡大を続ける海外ヘルスケア市場を的確に取り込むことで、我が国ヘルスケア産業の一層の活性化が目指されています。

こうした国際展開を効果的に進めるにあたり、新興国等における課題解決に資する基盤を構築することが極めて重要です。そのためには、本事業のような国際的支援スキームを活用し、我が国の理学療法士が国際的に活躍できるフィールドの整備を図ることが有効であります。特に、リハビリテーション関連機器の海外展開を推進することにより、日本の高度な医療

技術や専門性の優位性、信頼性の浸透が促進され、ひいては我が国の国際的プレゼンスの向上にもつながるものと考えます。

つきましては、上記事業の推進にあたり、理学療法士が国際事業へ参画するための必要な予算の確保を要望します。あわせて、理学療法士および関連機器の海外展開に係る検討会の設置に向けた必要な予算の確保についても、要望します。